

東村山市立小・中学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

東村山市教育委員会
令和2年5月29日改訂版

目 次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2

I 学校運営編

1 臨時休業期間における対応	
(1) 臨時休業の期間について	3
(2) 始業式について	3
(3) 入学式について	3
(4) 登校日について	3
(5) 校庭並びに図書館開放について	4
(6) 部活動について	4
(7) 児童・生徒の居場所づくりに向けた取組みについて	4
2 学校再開後における対応	
(1) 感染症予防策の徹底について	5
(2) 教育活動の再開について	8

II 感染者等への対応編

1 感染者が出た場合	15
(1) 児童・生徒の場合	
(2) 教職員の場合	
(3) その他	
2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）	16
(1) 児童・生徒の場合	
(2) 教職員の場合	
3 感染者の発生状況を踏まえた措置	17

添付資料

- ・清掃チェックリスト
- ・健康観察表（例）
- ・健康チェック表

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に係る国、東京都教育委員会等からの通知を踏まえ、東村山市教育委員会として、学校運営上取るべき感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

～感染症対策に関する基本的な考え方～

今後の教育活動に当たっては、学校において、以下4つの対策を講じることが重要です。

- ・ 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避してください。

① 換気の悪い密閉空間

② 多くの人が密集

③ 密接な距離での会話や発声

- ・ 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底
- ・ 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備
- ・ 連絡体制の確認

I 学校運営編

1 臨時休業期間における対応

(1) 臨時休業の期間について

臨時休業の期間は、政府による緊急事態宣言等の発令等、あるいは東京都教育委員会からの要請等に基づき、決定する。

(2) 始業式について

始業式は予定した日程で実施することとする。学級編制の発表等、短時間で実施するとともに、放送設備を利用して各教室等において実施する。

(3) 入学式について

①参加者

入学式については、予定していた日程で行うものとし、来賓及び在校生（代表児童・生徒の参加は可とする）は参加せず、教職員、新入学生及び保護者で実施する。座席等の間隔についても配慮するとともに、保護者の入場は体育館までとし、従前のおりマスクの着用等、感染拡大の防止を徹底する。

保護者の参加は1名までとし、座席の間隔を十分に空ける等の対応を図る。

なお、東村山市教育委員会からの派遣を行うが挨拶は行わない。

※写真撮影等のために業者が参加し、学級ごとの写真撮影を行うことは可能である。

②時間の短縮

校長式辞については実施し、国歌斉唱を含め歌の斉唱は行わない。但し、国旗掲揚について必ず行うこととする。その他の内容については、入学式全体が短時間で実施できるよう配慮する。

東村山市教育委員会告辞は印刷し、新入生に配布する。

祝電は掲示のみとし、祝電披露は行わない。

③保護者等への周知

入学式を予定どおりの日程で実施することについては、別紙「令和2年度東村山市立 小・中学校入学式及び臨時休業について」を東村山市教育委員会より各家庭に郵送するとともに本市ホームページに掲載する。各学校はホームページで、開式の時刻を掲載する。なお、開式の時刻は当初予定していた通りとする。

(4) 登校日について

週に1回程度、分散登校日を設定し、児童・生徒の健康観察や学習課題の配布、諸連絡を行う。なお、教科書配布、座席・ロッカー・靴箱の確認等、最低限の内容の指導を目的とした分散登校を、1回2時間程度実施する。

登校日については授業日とし、学校ごとに設定する。原則、2時間程度の実施とするが、学年別に日を設定したり、午前と午後に分けて登下校させたりする等、児童・生徒が密集した状況にならないよう配慮する。

登校日には、適切な学習課題を提示・回収するとともに、児童・生徒の心身の健康状態等については「健康観察表」を提出させる等、十分把握するとともに、欠席した児童・生徒への電話連絡や家庭訪問等による個別指導を徹底する。

なお、「健康観察表」については、月毎に回収し、学校で保管する。

(5) 校庭並びに図書館開放について

児童・生徒の健康保持及び読書活動推進の観点から運動及び読書をする機会を確保するために、次のとおり校庭並びに図書館開放を実施する。教職員による見守りの体制を図った上で、一度に大人数が集まって人が密集する活動とならない等、注意することを心がけるよう指導する。

①対象 市立小・中学校に通う児童・生徒

②会場 在籍する市立小・中学校の校庭並びに図書館

③日時 臨時休業期間の平日

1日2時間程度

- ④注意事項
- ・発熱等、体調が優れない場合は、参加しないよう指導する。
 - ・中学校においては、学校指定の服装で参加する。
 - ・校庭開放については、私物の用具は使用しないこと。また、雨天時は実施しない。
 - ・参加児童・生徒の出席について確認する。
 - ・混雑の状況に応じ、濃厚接触を避けるため入場を制限する。
 - ・登下校をする際は、徒歩で通学路を使用させる。

(6) 部活動について

中学校における部活動は、屋内外を問わず実施しない。

(7) 児童・生徒の居場所づくりに向けた取組みについて

①児童クラブに登録していない第1学年から第3学年までの児童及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の中で、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な場合において学校での受入れを行う。

- ・受入れ申込…別紙「臨時休業期間における学校受入れ確認書」を各家庭より提出させること
- ・受入れ期間…臨時休業後教育委員会が指定する日から臨時休業期間終了まで
- ・受入れ時間…午前8時30分から午後2時30分（全児童・生徒一律）※昼食は持参
- ・登下校…保護者の監督下で安全に留意する。

【留意点】

- ・昼食の際には手洗い等を徹底するとともに、座席の間隔を十分にとること
- ・教室等における児童・生徒同士の距離の確保等、環境衛生管理を徹底すること

②校内あるいは隣接する児童クラブにおける児童の居場所の確保のために、必要に応じて校庭や体育館を提供する。

2 学校再開後における対応

(1) 感染症予防策の徹底について

①児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場を、できるだけ回避するよう指導すること。特に、「3つの密」になる条件が同時に重ならないよう、指導を徹底すること。

児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とにならないよう対策を講じること。

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

また、学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう授業中や休み時間を問わずトイレの使用や手洗いを時間差で行わせること等の対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=1ViN9C_BS-0

エ 咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させる等を徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせる等、咳エチケットを行うよう指導し、徹底させること。

なお、マスク着用の励行により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保ったうえで、マスクを外すことを認めること。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させる等、児童・生徒の健康状態に常に注意を払うこと。

②児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- ①の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること（令和2年5月21日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が判明している都内公立学校に通う児童・生徒等のうち、8割以上から家族内感染とされている）。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
 - ・毎朝の検温
 - ・検温結果と健康状態について健康観察表に記載
 - ・健康観察表において何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する（症状については主治医等に相談すること）
- 校長は、児童・生徒が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

③教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。

- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認し、「健康チェック表」を3週間は保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

④校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室等、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 教室やトイレ等、児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液等を用いて清拭する。

⑤連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

(2) 教育活動の再開

①教育活動を実施するうえで必要な感染症対策

「(1) 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温する等、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

ア 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、登校時に健康観察表（別添様式を参考にする）を提出させる。

なお、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察表等により体温が37度以上だったり、記載が無く健康状態を確認できなかった児童・生徒については、ただちに別室等で検温及び風邪の症状等を確認すること。

イ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

ウ 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る 等。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒（その兄弟姉妹を含む）は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が接触したと思われる箇所を消毒し、部屋の換気を十分に行う。

エ ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱等を準備することも考えられる。
- 専用のごみ箱等が用意できた場合は、そのゴミ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗う。

②段階的な教育活動の再開

ア 基本的な考え方

学校の教育活動の再開に当たっては、子供の「学びの保障」を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、児童・生徒がこれまで家庭での学習内容の定着を把握した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の第二波に備え、教材の工夫や充実に取り組むとともに、登校による学習と家庭学習を組み合わせる方法について検討する。

イ 段階的な教育活動の再開時の学校運営上の重点項目

(ア) 感染のリスクを抑えた段階的な登校の実施

校内での密集を避けるために、登校する児童・生徒の数及び時差登校による分散登校を実施する。

(イ) 教室等における密集の回避

(a) 通常の学級

- ・普通教室においては、生徒の在室を20人程度に留め、生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。
- ・その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

(b) 特別支援学級（固定学級）

- ・特別教室等で20人以上の集団での教育活動となる場合は、学習集団を分けるなどの対策を講じる。

ウ 段階的な分散登校日の設定

(ア) 学校再開日以前の分散登校日について

○目的

- ・児童・生徒の心身の健康状態を把握すること。
- ・児童・生徒と教員の信頼関係づくりや児童・生徒同士の人間関係づくりを行うこと。
- ・学校生活の基本的な約束事の確認などを踏まえ、児童・生徒が見通しをもって安心した学校生活が再開できるようにすること。

○形態

- ・小学校第一学年、第六学年及び中学校第三学年については、2日以上実施する。
- ・上記以外の学年については、1日以上実施する。
- ・この期間の登校日は授業日とするが、保護者の意向により登校しない場合は欠席扱いとはしない。
- ・校庭及び学校図書館の開放を行うこととする。時間設定等については、各学校で可能な日時を設定して実施する。

(イ) 学校再開後の分散登校日について

○目的

- ・児童・生徒と教員の信頼関係の構築に向けた学級活動等の時間を確保すること。
- ・臨時休業期間における家庭学習の状況や未実施の学習内容の定着状況を把握するなど、各教科等の学習開始に向けた準備を進めること。

○形態

- ・全児童・生徒に対し、毎日2～3時間程度実施する。
- ・学級内を複数のグループに分けて活動時間を設定し、分散して登下校を行う。

③学校再開後における教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教員及び児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。

(例) グループや少人数等による話し合い活動

体育における身体接触を伴う活動

音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動

家庭科における調理実習

- 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項（5月25日付事務連絡を参照のこと）

- ・可能な限り屋外で実施する。体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすること。
- ・熱中症に留意するとともに、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体カトレーニングを行う。
- ・体育の授業におけるマスクの着用については、令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
- ・更衣室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、児童・生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・学校プールを使用した水泳指導は、今年度は行わない。学習指導要領を踏まえ、指導する。

イ 体育館等で学年集会等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

ウ 学校給食の指導

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングする等して、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- 配膳の際、使い捨て手袋の使用、フェイスシールドやマスクの着用、前後の手洗い等、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、着用していたマスクをビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

エ 休憩時間

教室等の窓を開け、換気を徹底する。

児童・生徒が、互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

オ 清掃活動

2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いをを行うよう指導する。

カ 児童・生徒への注意喚起

次の注意事項について、学級活動等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を確実に実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・いわゆる「3密」を避けた行動（密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場をできるだけ回避する）をとること
- ・教室等の換気
- ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること

キ 中学校部活動

(ア) 教育委員会が指示する日から、実施する。

(イ) 活動の再開後は、次の点に留意し、感染症予防策を徹底した上で実施するものとする。

- ・更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- ・基本的な技能を身に付ける活動や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、向かい合っで発声する活動など飛沫感染のおそれのある活動は行わない。
- ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。

ク 特別支援学級及び特別支援教室における身体的距離の確保

(ア) 教室内では、児童・生徒間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒が対面とならないような座席配置を工夫する。

(イ) 指導のために児童・生徒と近距離で接する場合や対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

④教育活動の再開に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、学校再開後すぐに、全ての児童・生徒のストレスを把握するとともに、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う（児童・生徒対象アンケートや教職員用チェックリストの活用）。

その上で、児童・生徒の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、必要な児童・生徒から、スクールカウンセラーによる面接を実施する。また、必要に応じて、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(イ) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生・高校生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、学校再開後の家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力している人々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- 臨時休業明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（教育庁指導部指導企画課から別途発出予定）を参考に、校長等が講話を行う機会を設ける。その際、全校放送等で講話を行うなど、感染症対策を十分に講じる。また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。

⑤登校の判断

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 海外から帰国した児童・生徒について

- 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、学校の学習内容や課題を示す等して個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

⑥特別支援学級における留意点

ア スクールバスについて

- 毎朝の児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう、保護者への指導を徹底すること。
- 児童・生徒は、バス乗車前に自宅や学校において手指消毒を行うこと。
- スクールバス運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。
- バス事業者には別途、市教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス

車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染予防策の徹底に係る取組について通知している。

⑦年間指導計画等の見直し

ア 基本的な考え方

- 令和2年5月8日付2東教指発第68号「臨時休業期間の延長及び学校再開後の教育活動について（通知）」に基づき、学習指導要領に示された教科等の内容や総合的な学習の時間、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- 教育活動再開後の学習について、学習指導要領に示された内容が確実に学習できるよう、適切に年間指導計画を見直す。
- 学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかつた場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
 - ・次年度等を実施する教科の中で指導する。
 - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

イ 長期休業日の取扱い及び土曜授業の実施について

(ア) 長期休業日は、次のとおり変更する。

○長期休業日

- ・夏季休業日 8月1日から8月23日まで
- ・冬季休業日 12月26日から1月5日まで
- ・春季休業日 3月27日から4月5日まで

(イ) 土曜授業の実施

土曜授業の実施日については、次のとおりとする。

- ・6月または7月から3月まで（8月を除く）、月2回を授業日とする。

(ウ) その他

学校閉庁日については、令和2年8月11日（火）から14日（金）とする。

ウ 学習評価

(ア) 家庭学習の評価

教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリントや定着を把握するために実施したテストの結果等、学習の成果を適切に把握する。また、学習評価に反映する場合は、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、教師がその学習状況や成果を確認するとともに、単純に提出の有無のみで評価することのないよう評価資料の活用等の工夫をする。

(イ) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科等、特に体育、音楽、美術（図画工作）、家庭（技術・家庭）等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

なお、上記（ア）及び（イ）を踏まえ、学校として今年度の各教科、総合的な学習の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

（ウ） 1学期の評価

教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

なお、指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、2学期以降の学習の成果として評価する。

エ 学校行事

児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う活動（運動会、文化発表会等）や校外での活動は、実施形態を簡略化し、児童・生徒及び保護者等が密集しないよう、工夫して行う。

また、宿泊を伴う行事は、教育委員会が実施の可否を見極め、学校へ通知する。

オ 健康診断の実施

●実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、感染症対策をとった実施方法として、以下の点に注意すること。

- ・会場は十分に換気する。
- ・会場には一度に多くの人数を入れない。整列させる際には1～2mの間隔をあけること。
- ・間隔を空け、密集しないようにする。
- ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ・会話や発声を控える。

●検査に必要な器具を適切に消毒すること。

II 感染者等への対応編

1 感染者が出た場合（国ガイドライン別添2のP1）

（1）児童・生徒の場合

- ①校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- ②校長は、東村山市教育委員会学務課に報告する。
- ③東村山市教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行う。ただし、衛生主管部署と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について、別途判断する場合がある。
- ④保健所は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察を行う。
- ⑤学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童・生徒の行動範囲等を考慮して、校内の消毒を行う。

⑥学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

①臨時休業中の対応

ア 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

イ 校長は、東村山市教育委員会学務課に一報する。その後、指定された様式に従い報告書を作成し、指導室教職員係に提出する。

②学校再開後の対応

ア 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。

イ 校長は、東村山市教育委員会学務課に一報する。その後、指定された様式に従い報告書を作成し、指導室教職員係に提出する。

③以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」の③から⑥までと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について14日間を目安に臨時休業を行うことに留意すること。）。

(3) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材の準備を行っていくこと。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

①臨時休業中の対応

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合、あるいは児童・生徒の同居の家族の中に同じ職場で感染者が発生するなどした場合には、速やかに学校に知らせるよう、学校ホームページに掲載するなど、保護者に依頼しておくこと。

※ホームページやメール配信で依頼する際、その情報は関係所管への情報提供のみとし、個人情報の保護について十分配慮する旨を必ず記載すること。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者、あるいは同居の家族の職場等で感染者が発生した旨の情報を得た場合は、東村山市教育委員会学務課に報告する。

②学校再開後の対応

ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、あるいは児童・生徒の同居の家族の中に同じ職場で感染者が発生する等した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。

イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行うこと。

ウ 校長は、東村山市教育委員会学務課に報告する。

エ この場合、東村山市教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しな

- いが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。
- オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。
- カ 学校は、必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

- ①校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、あるいは同居の家族の職場等で感染者が発生した旨の情報を得た場合は、当該教職員の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。
- ②校長は、東村山市教育委員会学務課に報告する。
- ③校長は、東村山市教育委員会学務課に一報する。その後、指定された様式に従い報告書を作成し、指導室教職員係に提出する。

なお、以降の対応については、「2 (1) 児童・生徒の場合」④から⑥までと同様の取扱いとする。

3 感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域におけるクラスターの発生状況や患者の発生状況等によっては、今後も一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 令和2年4月2日制定・ 令和2年4月8日改訂・ 令和2年4月23日改訂・ 令和2年5月29日改訂 |
|---|

- 別添資料1 新しい生活様式での一日
- 別添資料2 健康観察のフロー
- 別添資料3 学校給食に係るチェックリスト